

4 情報監視審査会

委員一覧（8名）

会長 水落 敏栄（自民）	堀井 巍（自民）	浜田 昌良（公明）
猪口 邦子（自民）	古賀 之士（立憲）	浜口 誠（民主）
こやり 隆史（自民）	牧山 ひろえ（立憲）	（会期終了日 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

今国会においては、令和2年末時点での特定秘密を指定している12行政機関から指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明を聴取し、質疑を行った。また、内閣衛星情報センター（東京都）における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同センターへの委員派遣を行い、派遣先において特定秘密の提示を受けた。その後、特定秘密文書の管理について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った後、小林国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。最後に、年次報告書（調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書（対象期間は令和3年10月1日から令和4年4月30日までの間））を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

1月27日、国家安全保障会議、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

2月3日、内閣官房（内閣衛星情報センター）の特定秘密の提示を要求することを決定した。また、外務省、防衛省及び防衛装備庁の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。

2月8日、内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同センターへの委員派遣を行い、派遣先において特定秘密の提示を受けた。

4月13日、特定秘密文書の管理について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った後、小林国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

6月3日、年次報告書（令和4年6月）を決定し、議長に提出した。また、同日、調査及び審査の報告を申し出ることを決定し、6月8日の本会議で会長が報告した。

（2）審査会経過

○令和4年1月27日（木）（第1回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に對し質疑を行った。

- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和4年2月3日(木) (第2回)

- 委員派遣を行うことを決定した。
- 特定秘密の提示を求めるなどを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に對し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和4年4月13日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 特定秘密文書の管理に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に對し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について小林国務大臣に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について政府参考人に對し質疑を行った。
- 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和4年6月3日(金) (第4回)

- 議員その他の者の傍聴を許すものとすることに決定した。
- 本審査会の調査及び審査に関する年次報告書を提出することを決定した。
- 本審査会の調査及び審査の報告を申し出ることを決定した。

委員派遣

○令和4年2月8日(火)

- 内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査

[派遣地]

東京都

[派遣委員]

水落敏栄君（自民）、猪口邦子君（自民）、こやり隆史君（自民）、堀井巖君（自民）、古賀之士君（立憲）、牧山ひろえ君（立憲）、浜田昌良君（公明）、浜口誠君（民主）

(3) 審査会報告要旨

年次報告

【要旨】

本審査会は、令和3年6月に政府が国会に提出した年次報告等を基に、令和2年末時点の特定秘密の指定等について調査を行い、6月3日、報告書を議長に提出した。本報告書の対象期間は令和3年10月1日から令和4年4月30日までであり、その主な内容は次のとおりである。

一 調査の経過及び結果

1 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての調査の経過

政府が国会に提出した年次報告等について、政府から説明を聴取し、質疑を行った後、特定秘密を指定している各行政機関から、特定秘密の指定等の状況等について説明を聴取し、質疑を行い、さらに、大臣等に対し締めくくり的な質疑を行った。このほか、内閣衛星情報センター（東京都）への委員派遣を行い、派遣先において特定秘密の提示を受けた。

2 主な指摘事項の概要

以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

ア 不適切な管理事案が発生した場合は、発生原因と講じた再発防止策についての情報を内閣情報調査室が取りまとめ、各行政機関と共有すること。また、秘密情報の管理方法に関する他国の優良事例を研究し、実効性の高い取組があれば積極的に各行政機関へ情報提供し、取組を促すこと。

イ 指定の有効期間を5年に設定している特定秘密については、解除条件を設定すべき特定秘密に該当するかどうかを厳格に判断するとともに、設定件数の増加を促す取組を進めること。

ウ 本審査会が行政機関に説明を求めた場合には、不開示情報を含めた具体的な説明を適確に行うなど、真摯かつ適切に対応すること。

エ 内閣府独立公文書管理監の指定の有効期間の検証・監察については、おおむね1年以内に終わるよう、検証・監察の実効性を高め、必要な体制を整備すること。

二 審査の経過及び結果

議院又は委員会若しくは調査会からの審査の求め又は要請がなかったため、審査は行わなかつた。